

## 議会基本条例を制定

当市議会では、これまで、議会運営委員会や議員全員による全員協議会において議会基本条例について協議を重ねてきました。議会は、二元代表制の下、市長と対等の立場で緊張関係を保ち、議案審議を通じて、市民の多様な意見を的確に反映できるよう、政策提言を行うとともに、政策の執行においては、監視と評価をしていかなければなりません。

このような役割を果たし、開かれた議会を目指すため、議会と議員の活動原則等を定め、最高規範としての糸魚川市議会基本条例を制定しました。

議会基本条例全文は次のとおりです。各条文の解説については、市議会ホームページをご覧ください。

### 糸魚川市議会基本条例

地方自治体は、自らの判断と責任の下に自主・自立性を保持し、地域住民の実情にあった行政運営を行う必要があり、地方議会の果たすべき役割は今まで以上に重要性を増してきている。

このような中、市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、互いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう、積極的に政策提言を行っていく必要がある。

一方、議会が決定した政策の執行において、行財政運営や事務処理ないし事業が、適法・適正、公平・効率的かつ民主的に実行されているかを監視し、分析し、及び評価しなければならない。そのため議員は自己研さんを図るとともに資質の向上に努めなければならない。

このような役割を果たすため、糸魚川市議会及び議員の活動原則、議会と市民、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えるため、議会の最高規範として、糸魚川市議会基本条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権の原理に従い地方自治の実現を目指す。

(最高規範)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民を代表する唯一の議決機関であることを常に自覚し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (3) 市長及び執行機関（以下「市長等」という。）に対し適切な行政運営が図られているかを監視し、分析し、及び評価すること。

- (4) 市政の課題について、積極的に調査研究活動を行うこと。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は市民の代表として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分意識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として、個別的な事案の解決や、一部の団体及び地域の利害得失ではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 法令に基づくもの以外は執行部附属機関への就任はしないものとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。
- 3 円滑な議会運営のため協議・調整の場として、各会派の代表者からなる会議を開催することができる。

#### 第3章 市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たし、その負託に応える。

- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）を原則公開し、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努める。
- 3 議会は、委員会等において参考人制度及び公聴会制度を十分活用し、市民の意見及び専門的識見を議会の政策形成に反映させるよう努める。
- 4 議会は、市民の意見を把握し、反映するために必要に応じ意見交換会を開催し、又は市民、市民団体等から意見交換会の要望があれば、これに応じることができる。

#### 第4章 市長等との関係

(市長等及び議会の関係)

第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、行政事務の執行を監視し、評価を行うものとする。

- 2 市長等は、本会議及び委員会等での論点・争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問・質疑に対し反問することができる。